最高裁秘書第３７９４号

令和８年１０月２９日

林弘法律事務所

弁護士　山　中　理　司　様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

９月２４日付け（同月２９日受付、第０８０１９０号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

１　開示しないこととした司法行政文書の名称等

最高裁判事への就任に伴い、大阪その他地方在住の弁護士が東京に引越をする必要がある場合、最高裁事務総局としてどのような支援をすることになっているかが分かる文書（直近の実例に関する文書を含む。）

２　開示しないこととした理由

１の文書は、作成又は取得していない。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して３か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係）　電話０３（４２３３）５２４０（直通）